

第59回

定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

2022年6月29日（水曜日）

午前10時 受付開始 午前9時

開催場所

東京都新宿区西新宿六丁目8番2号

B I Z新宿1階 多目的ホール

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議 案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件



日建工学株式会社

証券コード：9767

目 次

第59回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
（提供書面）	
事業報告	6
連結計算書類	23
計算書類	33
監査報告書	41

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会当日の最新の感染流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染防止にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じていただきますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 9767
2022年6月8日

東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

日建工学株式会社
代表取締役社長 皆川 曜児

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都新宿区西新宿六丁目8番2号 B1Z新宿1階 多目的ホール (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第59期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第59期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件
4 議決権行使についてのご案内	2 頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.nikken-kogaku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（<https://www.nikken-kogaku.co.jp/>）

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、当該期の業績および先行きの見通し等を踏まえながら、内部留保とのバランスを考慮しつつ安定的に配当を実施して行くことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針を総合的に勘案し、下記のとおり1株につき30円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 30円 配当総額 54,702,060円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日

第2号議案**定款一部変更の件****1. 提案の理由**

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

（1）株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

（2）株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

（3）変更案第16条（電子提供措置等）の新設に伴い、現行定款第16条（決議の方法）以降、すべて条数を繰り下げるものといたします。

（4）上記の変更の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
＜新 設＞	<u>第 16 条（電子提供措置等）</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
<u>第 16 条 ～ 第 42 条</u> （条文省略）	<u>第 17 条 ～ 第 43 条</u> （現行どおり）
＜新 設＞	<u>附 則</u> <u>第 1 条 変更案第16条（電子提供措置等）の新設およびそれに伴う条数の繰り下げは、2023年3月1日以降に開催される株主総会から適用されるものとする。</u> <u>2 本附則は、2023年2月28日をもって削除する。</u>

以 上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種進行による感染症収束への期待と度重なって出現する変異株による感染症拡大を繰り返し、景気の回復は総じて弱い状況で推移いたしました。

一方で、年度末に向けてロシアによるウクライナ侵攻を起因とする世界的資源価格の高騰やサプライチェーンの混乱、円安の進行により、世界経済の不透明感は益々高まっています。

建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移しておりますが、建設業界における労務単価、建設資材価格等の上昇により、厳しい経営環境となっておりましました。

このような経営環境のもと当社グループは、公共土木施設の強靱化へ向けた製品の獲得と利益向上へ取り組み、合理化・効率化施策を継続実施することにより、災害復旧事業が急拡大した前年には及ばないものの堅調に推移し、売上高は8,317百万円（前期比21.5%減）、営業利益は802百万円（前期比34.4%減）を計上し、経常利益は866百万円（前期比32.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は662百万円（前期比34.7%減）となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの名称を従来の「資材・製品販売事業」から「製品販売事業」へ変更しております。当該変更はセグメント名称の変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

型枠貸与事業

売上高

2,182百万円

(前連結会計年度比20.8%減)

前年度までの台風や集中豪雨による災害復旧工事の執行による型枠貸与の受注を進めた結果、災害復旧事業が急拡大した前年には及ばないものの売上高は2,182百万円（前期比20.8%減）となり、営業利益は453百万円（前期比43.4%減）となりました。

製品販売事業

売上高

6,134百万円

(前連結会計年度比21.7%減)

災害に対応した河川用護岸ブロックおよび土木シート製品の出荷が底堅く推移いたしましたが、売上高は6,134百万円（前期比21.7%減）となり、営業利益は348百万円（前期比17.1%減）となりました。

当連結会計年度の期末配当につきましては、内部留保とのバランスを考慮しつつ安定的な配当を実施していくことを基本方針として、将来の事業展開と経営体質及び財務体質の強化並びに配当金の安定性と継続性を総合的に勘案した結果、1株当たり30円とさせていただきます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、260百万円であり、その主なものは鋼製型枠であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、銀行借入、自己資金および所有権移転外ファイナンス・リースにより、所要資金を賄いました。

(事業別売上高)

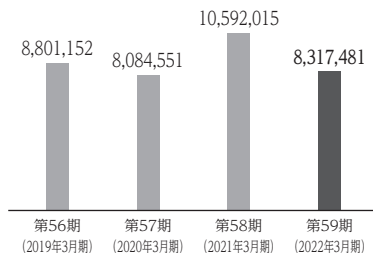
(単位：百万円)

期 別 事 業	第58期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで		第59期（当連結会計年度） 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	
	金額	構成比（％）	金額	構成比（％）
型枠貸与事業	2,756	26.0	2,182	26.2
製品販売事業	7,835	74.0	6,134	73.8
合 計	10,592	100.0	8,317	100.0

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

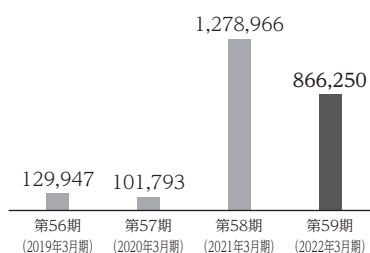
売上高

(単位：千円)

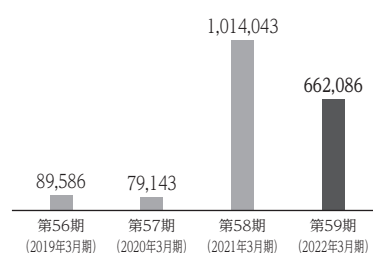


経常利益

(単位：千円)

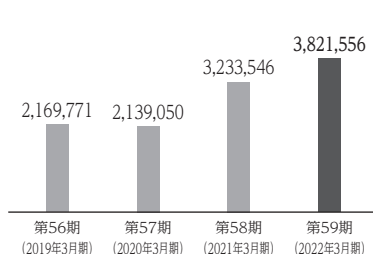


親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：千円)



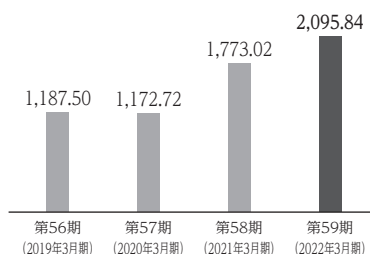
純資産

(単位：千円)



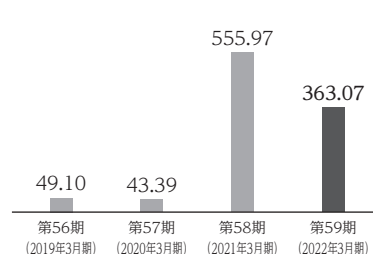
1株当たり純資産額

(単位：円)



1株当たり当期純利益

(単位：円)



		第56期 (2019年3月期)	第57期 (2020年3月期)	第58期 (2021年3月期)	第59期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(千円)	8,801,152	8,084,551	10,592,015	8,317,481
経常利益	(千円)	129,947	101,793	1,278,966	866,250
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	89,586	79,143	1,014,043	662,086
1株当たり当期純利益		49円10銭	43円39銭	555円97銭	363円07銭
総資産	(千円)	7,322,759	6,648,190	7,668,482	7,303,963
純資産	(千円)	2,169,771	2,139,050	3,233,546	3,821,556
1株当たり純資産額		1,187円50銭	1,172円72銭	1,773円02銭	2,095円84銭

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
三省水工株式会社	100,000	100	消波根固ブロック製作用型枠の研究開発及び賃貸、コンクリート二次製品及び漁礁用資材の販売
東洋水研株式会社	50,000	90	消波根固ブロックの型枠賃貸及びコンクリート二次製品、自然石製品の販売
N K 関西工建株式会社	10,000	100	鋼製型枠の保修、保管、輸送、施工

(4) 対処すべき課題

ロシアのウクライナ侵攻を起因とする世界経済の変動は、企業活動や個人消費に影響を及ぼすことが推測され、先行き不透明な状況にあります。公共投資は底堅く推移するものと予想されます。

当社グループの主たる業務は、港湾、漁港、海岸、河川、砂防分野における波浪、地震、火山、豪雨、土砂災害等に対する緊急性の高い国の国土強靱化へ向けた防災・減災対策事業に関わるものであり、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化に直面するなかで、持続可能な社会に貢献するものと考えております。

当社グループは、年度ごとの災害復旧事業の増減により収益は変動いたしますが、防災・減災に適応した製品・工法を提供し、既存事業の成長モデル再生へ企業体質の変換を引き続き進めて参ります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、型枠貸与事業および製品販売事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 型枠貸与事業

主に消波根固ブロックの製造用鋼製型枠の貸与を行っております。

② 製品販売事業

護岸ブロック等のコンクリート二次製品、連結した自然石製品、吸出防止、洗掘防止、遮水等の土木シート製品等の販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の本社および営業所

本 社 東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

営業所 北海道、東北、関東信越、中部北陸、近畿中国、四国、九州、沖縄

駐在員事務所 ハノイ

② 子会社の本社

名 称 三省水工株式会社

本 社 東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

名 称 東洋水研株式会社

本 社 東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

名 称 N K関西工建株式会社

本 社 徳島県名西郡石井町藍畑字西覚円944番地1

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
型枠貸与事業	75名	4名減
製品販売事業	52名	2名増
全社（共通）	18名	2名減
合 計	145名	4名減

(注) 使用人数は就業人員であり、従業員数に臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
91名	2名減	52.3歳	15.2年

(注) 使用人数は就業人員であり、従業員数に臨時雇用者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高 (千円)
株式会社三菱UFJ銀行	367,500
株式会社商工組合中央金庫	129,000
日本生命保険相互会社	25,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 3,899,700株
- ② 発行済株式の総数 1,862,254株
- ③ 株主数 2,301名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
フリージア・マクロス株式会社	231,500	12.70%
技研ホールディングス株式会社	132,300	7.26%
株式会社ジェイ・エム・イー	128,802	7.06%
菊池恵理香	112,840	6.19%
日本国土開発株式会社	61,600	3.38%
日本生命保険相互会社	57,695	3.16%
今井正利	55,700	3.05%
INTERACTIVE BROKERS LLC	54,800	3.01%
株式会社ナガワ	53,000	2.91%
株式会社三菱UFJ銀行	44,913	2.46%

(注) 持株比率は、自己株式38,852株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する状況

① 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	皆川 曜児	
常務取締役	植田 剛史	経営企画管掌
取締役	五十嵐敏也	事業部門管掌
取締役	大門 忠志	管理部門・技術部門管掌
取締役	大島 登	全日本漁港建設協会顧問
取締役	金木 誠	
常勤監査役	北 喜治	
監査役	遠藤 勝利	遠藤勝利税理士事務所代表
監査役	高安 博之	公認会計士高安博之事務所代表

- (注) 1. 取締役大島登氏および取締役金木誠氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役遠藤勝利氏および監査役高安博之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役遠藤勝利氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役高安博之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役大島登氏、取締役金木誠氏および監査役高安博之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

イ. 就任

2021年6月29日開催の第58回定時株主総会において、金木誠氏が取締役に新たに選任され、社外取締役に就任いたしました。

ロ. 退任

2021年6月29日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役の吉本俊裕氏は任期満了により退任いたしました。

ハ. 当事業年度中の取締役および監査役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社子会社におけるすべての取締役および監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役個人別の報酬の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬検討委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬検討委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針の内容は以下のとおりです。

a.基本方針

当社の取締役の報酬は、役位、業務執行状況および会社の業績見込み、従業員の給与水準等、当社の定める一定の基準に基づき決定しております。中長期的な企業価値の向上へ向けたインセンティブとして機能する株式報酬等の制度は実施しておりません。

取締役の報酬の決定方法は、取締役会の諮問を受けた指名・報酬検討委員会が上記の基準から報酬額を算定し、妥当性を審議のうえ、取締役会に答申し、その後取締役会で決議し決定しております。

監査役の報酬については、指名・報酬検討委員会の答申を受け、月額定額報酬として監査役の協議により決定しております。

b.基本報酬に関する方針

当社取締役の「基本報酬」は、a.基本方針に基づき前年度業績と中長期的な業績、取締役の役割や役位等に応じた年額の基準額を12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとしています。

c.業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する方針

当社では、業績連動報酬等および非金銭報酬等の支給は行っておりません。

d.報酬等の割合に関する方針

当社では金銭による基本報酬のみを支給しております。

e.報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社では「基本報酬」年額の基準額を12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとしています。

f.報酬等の決定の委任に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役の関与・助言の機会を適切にすることにより、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会に任意の諮問機関として指名・報酬検討委員会を設置しております。

指名・報酬検討委員会の委員は、取締役会の決議により選任し、委員7名で構成し、その過半数は社外役員であり、社外取締役2名、社外監査役2名としております。指名・報酬検討委員会の委員長は、委員である社外役員の中から、指名・報酬検討委員会の決議によって決定しております。指名・報酬検討委員会は、主に次の事項を審議し、取締役会に答申しております。

- ・当社の株主総会に提出する取締役および監査役の選任および解任に関する議案の内容
- ・当社の代表取締役および役付取締役の選定および解職
- ・当社の取締役の報酬等に関する方針および制度
- ・当社の取締役の個別の報酬等の内容
- ・当社の株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容

ロ. 当事業年度に係る報酬の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬の種類(千円)			支給人員 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	56,820	56,820	—	—	7
(うち社外取締役)	(6,720)	(6,720)	(—)	(—)	(3)
監査役	9,600	9,600	—	—	3
(うち社外監査役)	(4,500)	(4,500)	(—)	(—)	(2)
合 計	66,420	66,420	—	—	10
(うち社外役員)	(11,220)	(11,220)	(—)	(—)	(5)

- (注) 1. 上表には2021年6月29日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の第51回定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち社外取締役は1名)です。
3. 監査役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の第51回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)です。
4. 当社は、2011年6月28日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引続き在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に応じて計上した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。

⑥ 社外役員に関する事項

イ、他の法人等の兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役大島登氏は、全日本漁港建設協会顧問であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役遠藤勝利氏は、遠藤勝利税理士事務所代表であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役高安博之氏は、公認会計士高安博之事務所代表であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ、他の法人等の社外役員との兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ、当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 大島 登	13回	100%	—	—
社外取締役 金木 誠	10回	100%	—	—
社外監査役 遠藤勝利	13回	100%	14回	100%
社外監査役 高安博之	13回	100%	14回	100%

(注) 社外取締役金木誠氏は、2021年6月29日開催の第58回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回であります。

・活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役大島登氏は、当社が期待する行政および協会活動を通じて養われた企業活動に関する高い見識等に基づく、適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

社外取締役金木誠氏は、当社が期待する行政および会社事業運営を通じて養われた企業活動に関する高い見識等に基づく、適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

社外監査役遠藤勝利氏は、当社が期待する行政および税務を通じて養われた企業活動に関する高い見識等に基づいた、経営に対する客観的・中立的立場からの意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・合理性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、議案審議の必要に応じて発言を行っております。

社外監査役高安博之氏は、会計監査および企業税務に関する広範な知識と専門性を活かし、当社が期待する取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、監査結果の意見交換および議案審議の必要に応じて発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため「コンプライアンス・マニュアル」を制定し行動規範を定めており、コンプライアンス委員会がコンプライアンス推進方針の作成・改定、体制の維持・管理、教育・啓蒙を統括しております。

また、「内部通報制度」に基づいた通報窓口を設置し、監視体制を整備しております。

さらに監査部門による内部監査を行い、これらの実効性を確保するために体制の見直し、強化を図ってまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要会議である取締役会、部長会の議事録を作成し、社内規程により保管しております。その他の重要な職務の執行に係る情報については、すべて稟議規程、文書取扱規程に則り文書化されており、これを規程により保管しております。

法令、社内規程の定める保管期間が終了した文書等は、確実に裁断あるいは消去いたします。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理規程により社内各部署において関連するリスクの洗い出し、リスク額の算出、リスク額軽減の対策を検討し、半期に一度取締役会に報告することとしております。

取締役会はその結果の妥当性、対策の有効性などを検討し、速やかにリスク回避・軽減対策の実行を指示してまいります。

また、大きな損失の発生の可能性が明らかになった場合、速やかに社長にまで報告が上がる体制を構築しており、速やかな危機管理につなげてまいります。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務の執行が効率的に行われることを確保するため、毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定と取締役の職務執行の監督を行っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を確保し、業務の専門化・高度化を図っていくために自主性を重んじながら、業務の適正を確保する体制についてはできる限りグループにおいて同一の体制を取ることとしております。さらに、子会社管理規程を定め、それに則って子会社の役員人事、営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を義務付けております。また、「コンプライアンス・マニュアル」「リス

ク管理規程」については同一の規程を使用して子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に努めております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じて監査役を補助する使用人を置き、使用人に対して監査業務に必要な事項を命令できるものとし、監査役からの指示の実効性を確保します。

また、監査役会の意見を十分に考慮して決定するものといたします。

⑦ 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとして取締役からの独立性を確保し、その人事異動、人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得て行うものとします。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役監査規則を定めており、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて取締役および使用人から重要事項の報告を受けるものとしております。また業務執行に関する重要な文書、帳簿を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人から報告を受けるものとしております。

⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社および子会社の取締役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として、解雇・降格・減給・配置転換等を含むいかなる不利益な取扱いも受けないものとしています。

⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じる費用または債務について、法令に則って適正に処理するものとしています。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われるためには、代表取締役の監査役監査の重要性と有用性に対する理解と、社内の十分な意思疎通が重要であると考えており、代表取締役と監査役、監査役と内部監査担当者、監査役と会計監査人は定期的に情報の交換を実施しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

・コンプライアンス及びリスク管理

法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としてコンプライアンス規程を制定しており、また、内部監査を実施し、業務における遵法状況・リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組み、それらの結果を代表取締役社長、担当取締役及び監査役会に報告し、連携を図っております。

- ・取締役の職務執行

定例の取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて開催し、重要事項に関する審議及び決定を行っております。

業務執行状況の監督機能を強化するため、社外取締役2名を選任しております。

- ・監査役の監査

各監査役は監査の方針に従い、取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧及び取締役会その他重要な会議に出席し取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、監査役会を通じて各監査役間の情報共有を図るとともに、会計監査人及び内部監査組織と情報交換を行い、監査機能の強化・相互の連携を図っております。

- ・財務報告に係る内部統制

内部統制内部監査計画に基づき内部監査を実施し、内部統制の評価を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、社会基盤整備の分野において、国土防災と豊かな自然環境との調和に貢献する製品・工法を提供する当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠であると考えます。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、製品・工法開発力、技術力、柔軟な供給体制、取引先等との強固な信頼関係、地域経済・社会への貢献が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非は株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）にしたがって、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後により当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が下記③に記載する本対応方針にしたがって適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みについての概要

当社は、基本的な施策として以下の事項に取り組んでおります。

イ. コアビジネスの強化

政府の国土強靱化策による全国の防災・減災対策事業や社会資本整備の更新は、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化に直面するなかで、持続可能な社会の実現に貢献するものであり、南海トラフ対策等今後発生する自然災害に対応して、消波コンクリートブロックの供給、プレキャスト製品等の高機能化、高付加価値化、及び市場に合致した製品開発を推進し、コアビジネスを強化します。

ロ. 技術力向上による製品・工法開発の推進

生態系との対立ではなく共生を目指す環境活性コンクリートをコンクリート製品に使用する取り組みが、新たな市場の開発と、社会基盤整備の枠を広げる展開を推進しています。このような展開は、技術士及び社会人ドクターの取得、更に論文発表等を会社制度として支援し、技術者の技術力の向上を推進していることから生まれるものであると考えます。

ハ. 国際事業の強化

製品供給体制をより充実させ、東南アジア各国の旺盛な社会基盤整備需要に対応した製品・工法を提供できる体制を整え、国際事業を強化します。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2015年4月24日付取締役会決議に基づき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」を導入し、同年6月26日開催の第52回定時株主総会において、その継続について株主の皆様のご承認をいただきました。その後、過去2度にわたり継続しており、直近では、2021年6月29日開催の第58回定時株主総会において「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続」（以下「本対応方針」といいます。）について株主の皆様のご承認をいただきました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的

な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。)または、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為または合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)が行われる場合には、大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。

また、上記基本方針に反し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより阻止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに当社が定める大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様との判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)の提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)(最大30日間の延長があり得ます。))を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当該期間内に、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表するとともに必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置したうえで、取締役会はこれに必ず諮問することとし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動もしくは株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとします。対抗措置として、新株予約権の発行を実施する場合には、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すことがあるものとし、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、2021年6月29日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.nikken-kogaku.co.jp/ir/index.html>)に掲載する2021年5月24日付プレスリリースをご覧ください。

④ 上記②、③の取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針は、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる目的をもって継続されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等を利用することができるとされていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結貸借対照表（2022年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	5,765,073
現金及び預金	2,721,008
受取手形	1,020,387
電子記録債権	334,231
売掛金	1,411,928
商品及び製品	152,686
原材料及び貯蔵品	10,624
未収還付法人税等	13,043
未収消費税等	49,977
その他	80,970
貸倒引当金	△29,784
固定資産	1,538,889
有形固定資産	463,141
建物	19,678
鋼製型枠	184,064
機械装置	2,830
車両運搬具	238
器具備品	2,917
土地	52,870
リース資産	200,542
無形固定資産	16,882
ソフトウェア	6,807
その他	10,074
投資その他の資産	1,058,865
投資有価証券	703,213
敷金	64,378
破産債権等	154,417
退職給付に係る資産	4,412
その他	278,373
貸倒引当金	△145,928
資産合計	7,303,963

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,789,008
支払手形	1,526,248
買掛金	615,788
短期借入金	25,000
1年内返済予定の長期借入金	176,000
未払金	89,091
未払法人税等	67,739
未払消費税等	3,018
設備支払手形	123,003
リース債務	79,165
その他	83,951
固定負債	693,398
長期借入金	320,500
リース債務	133,109
退職給付に係る負債	113,971
繰延税金負債	71,504
その他	54,311
負債合計	3,482,406
純資産の部	
株主資本	3,699,899
資本金	1,004,427
資本剰余金	541,691
利益剰余金	2,220,079
自己株式	△66,299
その他の包括利益累計額	121,657
その他有価証券評価差額金	121,657
非支配株主持分	—
純資産合計	3,821,556
負債・純資産合計	7,303,963

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高	8,317,481	
売上原価	6,158,458	
売上総利益	2,159,022	
販売費及び一般管理費	1,356,434	
営業利益	802,588	
営業外収益		
受取利息	47	
受取配当金	24,813	
棚卸資産処分益	36,732	
為替差益	291	
保険解約返戻金	5,028	
雑収入	1,551	
その他	4,496	72,960
営業外費用		
支払利息	7,813	
その他	1,484	9,298
経常利益	866,250	
特別利益		
固定資産売却益	334	334
特別損失		
固定資産売却損	0	0
税金等調整前当期純利益	866,584	
法人税、住民税及び事業税	207,163	
法人税等調整額	△2,664	204,498
当期純利益	662,086	
非支配株主に帰属する当期純利益	—	
親会社株主に帰属する当期純利益	662,086	

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,004,427	541,691	1,612,705	△65,666	3,093,158
会計方針の変更による累積的影響額					—
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,004,427	541,691	1,612,705	△65,666	3,093,158
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△54,712		△54,712
親会社株主に帰属する当期純利益			662,086		662,086
自己株式の取得				△632	△632
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					—
当連結会計年度中の変動額合計	—	—	607,373	△632	606,741
当期末残高	1,004,427	541,691	2,220,079	△66,299	3,699,899

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	140,388	140,388	—	3,233,546
会計方針の変更による累積的影響額				—
会計方針の変更を反映した当期首残高	140,388	140,388	—	3,233,546
当連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△54,712
親会社株主に帰属する当期純利益				662,086
自己株式の取得				△632
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	△18,731	△18,731		△18,731
当連結会計年度中の変動額合計	△18,731	△18,731	—	588,009
当期末残高	121,657	121,657	—	3,821,556

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3 社
- ・連結子会社の名称 三省水工株式会社
東洋水研株式会社
N K 関西工建株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・商品及び製品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

- （リース資産を除く） 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

ロ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

ハ. 無形固定資産

- （リース資産を除く） 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社および連結子会社は、退職給付債務および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び負債として計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

イ. 型枠貸与事業

型枠貸与事業については、顧客が当社の鋼製型枠を使用して製作したブロックの個数に基づき、収益を一定の期間に渡り認識しております。

ロ. 製品販売事業

製品販売事業については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。但し「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

型枠貸与事業については、顧客が当社の鋼製型枠を使用して製作したブロックの個数に基づき、収益を一定の期間に渡り認識しております。

製品販売事業については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、当連結会計年度の期首の利益剰余金への影響もありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

・商品及び製品の評価

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、商品及び製品 152,686千円であります。

これらは主に、将来の販売見込等に基づき収益の低下の有無を判断し、評価損及び除却損を適時に費用計上しております。将来の販売見込等の仮定が実際と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は、限定的であると仮定して見積りを行っております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,210,420千円

(2) 鋼製型枠

鋼製型枠は、コンクリートブロック製造用型枠であります。

(3) リース資産

リース資産は、主にコンクリートブロック製造用型枠等であります。

(4) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

受取手形	28,320千円
定期預金	20,000千円
建物	4,454千円
土地	5,730千円
計	58,505千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	76,000千円
長期借入金	320,500千円
計	396,500千円

(5) リボルビング・クレジット・ファシリティ契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

リボルビング・クレジット・ファシリティ総額	400,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	400,000千円

(6) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	500,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	500,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	1,862千株	－千株	－千株	1,862千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	38千株	0千株	－千株	38千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	54,712	30.00	2021年3月31日	2021年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	54,702	30.00	2022年3月31日	2022年6月30日

(注) 2022年6月29日開催の定時株主総会の議案として、提案しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資については設備投資計画に照らして、金融機関からの借入、自己資金および所有権移転外ファイナンス・リースで行っております。また、短期的な運転資金を金融機関からの借入により調達しております。余裕資金は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社は、営業債権について取引先の状況を取引相手先ごとに期日および残高を確認するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は固定金利による契約となっております。

リース債務（流動負債）およびリース債務（固定負債）は設備投資に係る所有権移転外ファイナンス・リースであり、償還日は決算日後最長で5年であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 投資有価証券	693,213	693,213	－
資産計	693,213	693,213	－
② 長期借入金	496,500	494,693	△1,806
③ リース債務	212,275	212,528	253
負債計	708,775	707,221	△1,553

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、短期借入金、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	10,000千円

これらについては、「資産①投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	693,213	－	－	693,213

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	－	494,693	－	494,693
リース債務	－	212,528	－	212,528

(注) 1.時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

2.金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,721,008	－	－	－
受取手形	1,020,387	－	－	－
電子記録債権	334,231	－	－	－
売掛金	1,411,928	－	－	－
合計	5,487,556	－	－	－

3.借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
短期借入金	25,000	－	－	－
長期借入金	176,000	303,000	17,500	－
リース債務	77,572	134,702	－	－
合計	278,572	437,702	17,500	－

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	型枠貸与事業	製品販売事業	
一時点で移転される財	－	6,134,803	6,134,803
一定の期間にわたり移転される財	2,182,677	－	2,182,677
顧客との契約から生じる収益	2,182,677	6,134,803	8,317,481
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	2,182,677	6,134,803	8,317,481

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

型枠貸与事業

型枠貸与事業については、顧客が当社の鋼製型枠を使用して製作したブロックの個数に基づき、収益を一定の期間に渡り認識しております。

製品販売事業

製品販売事業については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。但し「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

認識する収益の金額は、顧客と取り交わした契約書の内容に基づいており、その支払条件についても同様であります。これらの取引は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び負債

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	3,476,883	2,766,547
契約資産	－	－
契約負債	－	－

②残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引が無いため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,095円84銭
(2) 1株当たり当期純利益 363円07銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表（2022年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	4,251,930
現金及び預金	1,460,216
受取手形	894,257
電子記録債権	334,231
売掛金	1,256,505
商品及び製品	137,779
原材料及び貯蔵品	163
前払費用	111,945
関係会社短期貸付金	38,500
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	133,200
未収消費税等	2,959
その他	7,914
貸倒引当金	△125,741
固定資産	1,912,240
有形固定資産	316,705
建物	4,523
鋼製型枠	107,387
機械装置	1,334
器具備品	1,843
土地	1,073
リース資産	200,542
無形固定資産	13,414
ソフトウェア	6,647
その他	6,767
投資その他の資産	1,582,120
投資有価証券	642,013
関係会社株式	707,308
関係会社長期貸付金	88,700
敷金	61,770
破産債権等	154,417
前払年金費用	4,412
その他	188,640
貸倒引当金	△265,140
資産合計	6,164,171

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,436,215
支払手形	1,463,805
買掛金	433,332
短期借入金	25,000
1年内返済予定の長期借入金	170,000
未払金	90,076
未払法人税等	67,012
設備支払手形	41,852
リース債務	77,016
その他	68,120
固定負債	544,186
長期借入金	297,500
リース債務	135,258
繰延税金負債	70,307
その他	41,120
負債合計	2,980,401
純資産の部	
株主資本	3,058,896
資本金	1,004,427
資本剰余金	541,691
資本準備金	541,691
利益剰余金	1,579,076
利益準備金	251,106
その他利益剰余金	1,327,969
別途積立金	700,000
繰越利益剰余金	627,969
自己株式	△66,299
評価・換算差額等	124,873
その他有価証券評価差額金	124,873
純資産合計	3,183,769
負債・純資産合計	6,164,171

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		6,677,135
売上原価		5,197,882
売上総利益		1,479,253
販売費及び一般管理費		938,580
営業利益		540,672
営業外収益		
受取利息	4,200	
受取配当金	141,978	
為替差益	304	
棚卸資産処分益	32,446	
貸倒引当金戻入額	99,439	
雑収入	506	
その他	17	278,893
営業外費用		
支払利息	7,709	7,709
経常利益		811,857
税引前当期純利益		811,857
法人税、住民税及び事業税	177,660	
法人税等調整額	△3,862	173,798
当期純利益		638,059

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金計		別積立金	繰越利益金	利益剰余金計
当期首残高	1,004,427	541,691	—	541,691	251,106	700,000	44,622	995,729
会計方針の変更による累積的影響額								—
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,004,427	541,691	—	541,691	251,106	700,000	44,622	995,729
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△54,712	△54,712
当期純利益							638,059	638,059
自己株式の取得								—
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)								—
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	583,346	583,346
当期末残高	1,004,427	541,691	—	541,691	251,106	700,000	627,969	1,579,076

	評価・換算差額等				
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
当期首残高	△65,666	2,476,181	142,445	142,445	2,618,626
会計方針の変更による累積的影響額		—			—
会計方針の変更を反映した当期首残高	△65,666	2,476,181	142,445	142,445	2,618,626
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△54,712			△54,712
当期純利益		638,059			638,059
自己株式の取得	△632	△632			△632
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)			△17,571	△17,571	△17,571
当事業年度中の変動額合計	△632	582,714	△17,571	△17,571	565,142
当期末残高	△66,299	3,058,896	124,873	124,873	3,183,769

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 以外のもの
 - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ③ 棚卸資産の評価基準および評価方法
 - ・ 商品及び製品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・ 原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- ③ 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金 (前払年金費用) 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を前払年金費用として計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

- ① 型枠貸与事業 型枠貸与事業については、顧客が当社の鋼製型枠を使用して製作したブロックの個数に基づき、収益を一定の期間に渡り認識しております。
- ② 製品販売事業 製品販売事業については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。但し「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

型枠貸与事業については、顧客が当社の鋼製型枠を使用して製作したブロックの個数に基づき、収益を一定の期間に渡り認識しております。

製品販売事業については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、当事業年度の期首の利益剰余金への影響也没有ありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

・ 関係会社への投融資の評価

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、関係会社株式 707,308千円、関係会社貸付金 260,400千円および貸倒引当金（関係会社分を含む） 390,882千円であります。

対象会社の財政状態が著しく悪化した場合には、適時に株式評価損を計上しております。また、関係会社への貸付金の評価は、対象会社の財政状態及び経営成績の状況を勘案し、回収可能性を判断した上で、回収可能性が見込めない場合に貸倒引当金を計上しております。これらの回収可能性の見込みが実際と異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は、限定的であると仮定して見積りを行っております。

・ 商品及び製品の評価

商品及び製品 137,779千円については「連結計算書類 連結注記表 3.会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,622,222千円

(2) 鋼製型枠

鋼製型枠は、コンクリートブロック製造用型枠であります。

(3) リース資産

リース資産は、主にコンクリートブロック製造用型枠等であります。

(4) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

受取手形	28,320千円
------	----------

② 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	367,500千円
-------------------------	-----------

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	198,165千円
----------	-----------

② 長期金銭債権	88,700千円
----------	----------

③ 短期金銭債務	4,552千円
----------	---------

(6) リボルビング・クレジット・ファシリティ契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

リボルビング・クレジット・ファシリティ総額	400,000千円
-----------------------	-----------

借入実行残高	－千円
--------	-----

差引額	400,000千円
-----	-----------

(7) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸越限度額の総額	500,000千円
----------	-----------

借入実行残高	－千円
--------	-----

差引額	500,000千円
-----	-----------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	63,270千円
-------	----------

② 仕入高	211,434千円
-------	-----------

③ 販売費及び一般管理費	437千円
--------------	-------

④ 営業取引以外の取引高	124,166千円
--------------	-----------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	38千株	0千株	一千株	38千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

その他有価証券評価差額金	13,222千円
関係会社株式評価損	28,828千円
貸倒引当金超過額	119,688千円
商品否認額	14,212千円
未払事業税	5,213千円
その他	16,562千円
計	197,727千円
評価性引当額	△192,514千円
繰延税金資産合計	5,213千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	74,169千円
前払年金費用	1,351千円
繰延税金負債合計	75,520千円
繰延税金負債の純額	70,307千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	三省水工 株式会社	所 有 直 接 100.0%	役員の兼任	配当金の受取	120,000	—	—
	東洋水研 株式会社	所 有 直 接 90.0%	資金の貸付関係、 役員の兼任	資金の回収	149,900	関係会社長期貸付金(注2)	166,900
				利息の受取 (注1)	3,380		
	NK関西工建 株式会社	所 有 直 接 100.0%	資金の貸付関係、 役員の兼任	利息の受取 (注1)	786	関係会社短期貸付金	38,500
				各種業務費用 の支払(注3)	9,200	関係会社長期貸付金(注2)	55,000
						前払費用	67,212

(注) 1.資金の貸付について、貸付に伴う利息は市場金利を勘案し決定しております。
2.関係会社長期貸付金には1年内回収予定の関係会社長期貸付金を含んでおります。
3.先行業務費用に関する前払いであります。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類 連結注記表 7.収益認識に関する注記」に同様の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,746円06銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 349円89銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

日建工学株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小松 亮一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 堤 康 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日建工学株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日建工学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

日建工学株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松 亮一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堤 康 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日建工学株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

日建工学株式会社 監査役会

常勤監査役 北 喜 治 ㊞
監査役 遠 藤 勝 利 ㊞
監査役 高 安 博 之 ㊞

(注) 監査役遠藤勝利および監査役高安博之は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場

B I Z新宿 1階 多目的ホール

B I Z新宿正面玄関通路は、2階となっておりますので、階段を下り、会場へお越しください。

所在地 東京都新宿区西新宿六丁目8番2号

交 通

東京メトロ丸ノ内線

西新宿駅下車 徒歩約5分

都営大江戸線

都庁前駅下車 徒歩約6分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

